

協議会

都道府県に設置

○ 構成メンバー

- ・ 消防機関の職員
- ・ 医療機関の管理者又はその指定する医師
- ・ 診療に関する学識経験者の団体の推薦する者
- ・ 都道府県の職員
- ・ 学識経験者等（都道府県が必要と認める者）

○ 役割

- ・ 傷病者の搬送及び受入れの実施基準に関する協議
- ・ 実施基準に基づく傷病者の搬送及び受入れの実施に関する連絡調整（調査・分析など）

都道府県
知事

意見具申

- ・ 実施基準
- ・ 搬送・受入れの実施
- ・ に関し必要な事項

関係行政
機関

協力要請

- ・ 資料提供
- ・ 意見表明

実施基準

都道府県が策定・公表

- ① 傷病者の状況に応じた適切な医療の提供が行われる医療機関のリスト
- ② 消防機関が傷病者の状況を確認し、①のリストの中から搬送先医療機関を選定するための基準
- ③ 消防機関が医療機関に対し傷病者の状況を伝達するための基準
- ④ 搬送先医療機関が速やかに決定しない場合において傷病者を受け入れる医療機関を確保するために、消防機関と医療機関との間で合意を形成するための基準

※ 都道府県の全域又は医療提供体制の状況を考慮した区域ごとに定める。

総務大臣
厚生労働大臣

情報提供
等の援助

- ・ 医学的知見
- ・ に基づく
- ・ 医療計画
- ・ との調和

協議会

基準策定時
に意見聴取

消防機関
傷病者の搬送に当たり、
実施基準を遵守

医療機関
傷病者の受入れに当たり、
実施基準の尊重に努める